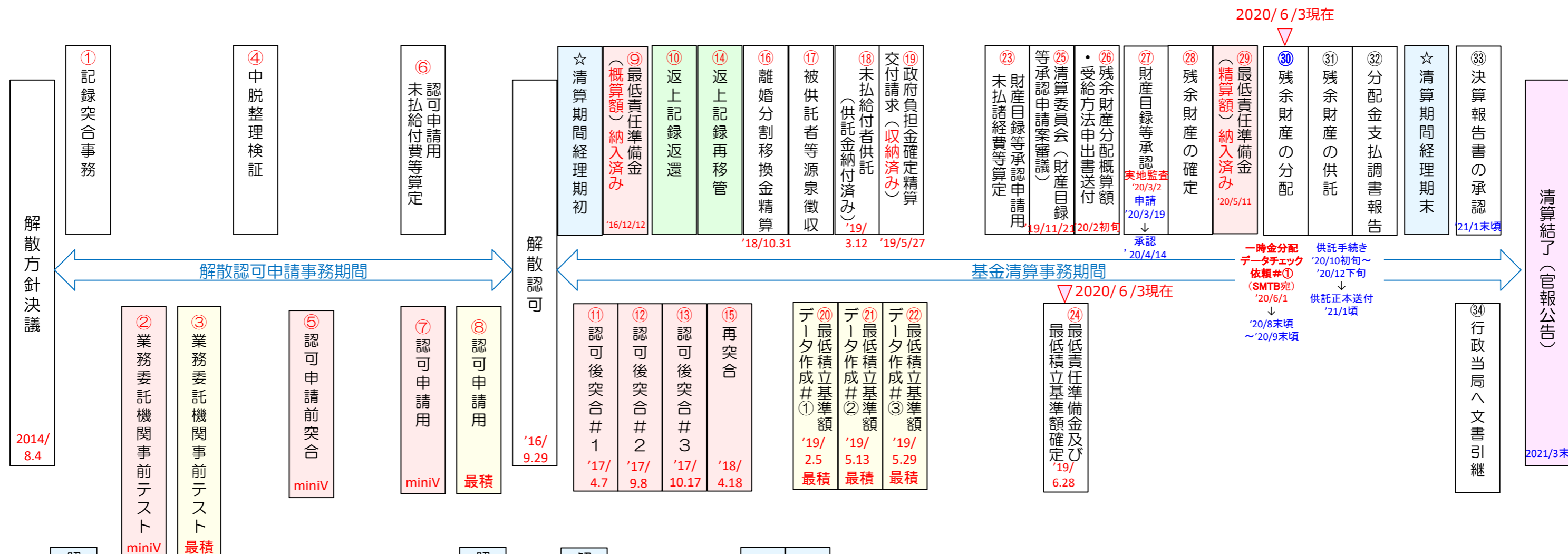


清算業務スキーム

清算業務スケジュールの進捗状況 【29最低責任準備金（精算額）2020/5.11納入済み（「①～29」完了済み）、30残余財産の分配の内、一時金分配データチェック（第1回目）を仕掛中】



【2020年6月3日現在における進捗状況】

第4回清算委員会（2019年11月21日開催）において、分配手続き等の清算業務に関する最終承認を得て、関東信越厚生局（以下「当局」と略す。）において、財産目録等承認申請書の予備審査を終え、3月2日に当局の実地監査を受け、2020年3月19日付で関東信越厚生局を通じて、厚生労働大臣へ本申請し、4月14日付承認を受けたところです。（当局から同年4月15日入電「承認」確認→同20日付で、当該承認書及び最低責任準備金相当額確定通知（原本）收受）

5月1日付で厚生労働省年金局事業管理課長から、最低責任準備金（精算分）の納入告知書を收受し、5月11日付で納入済み（納入告知は4月30日、納期限は5月19日）。これに伴い、残余財産確定。

次に、当局の財産目録等の承認を受け、事業所毎の希望の方法（一時金分配、DB又は中退共への交付、DCへの移換）による残余財産の分配手続きの内、その最終段階として、中退共への交付手続きを取り纏め作業中です。（8社中6社提出済み）、DB交付先及びDC移換先の各々の送金口座については、目下、回答待ちの状況です（DBは3社中1社、DCは8社中2社から回答済み、回答期限は6月26日〆切）。

一方、2月初旬（2月1日～2月8日）に、分配金手続き書類「基金解散に伴う残余財産分配金の受給方法等の申出について」等々に係るご案内文書の発送のうえ、分配金に関する業務（発送・受付・収録代行業務・コールセンター業務）を専門業者に委託した後、その業者から申出書に関する「収録データ」を引き継ぎ、不備等の検証及び補正を終え（第1段階）、6月1日付で支払業務委託先の三井住友信託銀行（SMTB）に、一時金分配データチェック（第1回目）を依頼したところです。

なお、3月5日付で当該申出書の未提出者に対する「残余財産に関する「分配金受給方法申出書」等の受付締め切りの延長について（最終期限：2020年3月19日）」をHP（新着情報）に掲載し、ご提出を勧奨済みです。

- 返上記録データ
- 最低責任準備金データ(miniV)
- 最低積立基準額データ(最積)